

生徒会規約

1 総則

- (1)名称 本会は、静岡県立小山高等学校生徒会と称する。
- (2)会員 本会は、本校全日制課程生徒全員をもって構成する。
- (3)目的 本会は、校訓「自尊」の下、自主・自律の精神を涵養し、相互に切磋琢磨することにより自由と平等を尊び、各自の人格を尊重する善き社会人となるための人間形成を目的とする。
- (4)会員の権利と義務 本会会員は、次の権利を有し、義務を負う。
 - ①本会の各機関に所属し、その資格において行動する権利
 - ②本会の各機関における選挙権及び被選挙権。ただし、3年生は後期にあってはホームルームを除く機関の被選挙権を有しない。
 - ③本会の諸設備を使用する権利
 - ④本会会費を納入する義務
 - ⑤本会の規約・規定及び諸機関の決定事項に従う義務

2 組織

- (1)組織 本会の組織は、上記の目的達成のために代議員会、生徒会本部、生徒総会、各種専門委員会、部活動及びホームルームの各機関より構成される。
- (2)役員の任期 本会諸機関の役員の任期は半年とする。前期は、4月1日より9月30日まで、後期は、10月1日から翌年3月31日までとする。なお、再選は妨げない。ただし、保健委員・体育委員の任期は1年とする。

3 代議員会

- (1)組織 本会は生徒会活動に関する事項を審議し、決定するための議決機関として代議員会を設ける。また、本会は必要に応じて、専門委員長会、部長会及び各学年委員会を招集することができる。
- (2)構成 代議員会は、生徒会本部役員、各ホームルームの委員長、各専門委員長及び各部長（以下「代議員」という。）より構成される。各ホームルーム委員長、各専門委員長及び各部長が正当な理由により欠席する際はそれぞれの副委員長又は副部長が代理する。
- (3)任務 代議員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - ①予算案及び決算の審議と承認
 - ②本会規約の改正
 - ③その他の生徒会活動に必要な事項
- (4)役員 代議員会の正副議長は、各ホームルーム委員長より互選される。書記は、生徒会本部書記が行う。
- (5)定足数 代議員会は、代議員の3分の2以上の出席で開催される。
- (6)議決 代議員会の議決は、出席者の過半数の同意によるものとする。
- (7)招集 代議員会は定例会を開く。また、次の場合議長は、生徒会長の内諾を得て臨時に代議員会を招

集することができる。

①生徒会長から要求があったとき。

②代議員の3分の1以上からの要求があったとき。

③議長がその他必要と認めたとき。

(8)審議依頼 代議員会は、特にその必要を認めたとき、総会に議案の審議を求めることができる。

(9)会計監査委員の任命 代議員会は2名の会員を部長の中から選び、会計監査を委嘱する。

4 生徒会本部

(1)構成 本会は執行機関として、生徒会本部を置く。

①会長 1名

②副会長 2名

③会計 2名

④書記 2名

⑤庶務 10名程度の必要に応じた人数

(2)役員の選出 生徒会長・副会長は、生徒会選挙規定に基づき、会員の直接選挙により選出する。

(3)会長の任務

①会計2名・書記2名・庶務(10名程度)を任命し、同時に会員に公表する。

②代議員会の議決の執行

③代議員会への議案提出

④総会の召集

⑤その他会の活動に必要な事項

(4)副会長の任務 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の任務を代理する。

(5)書記の任務 書記は、会議の記録をとり、資料の整理・保管にあたる。

(6)会計の任務 会計は、生徒会予算の出納事務を行う。

5 総会

(1)構成 生徒総会は、全会員をもって構成する。

(2)招集 総会は、前・後期1回ずつ開催する。また次の場合、会長は、校長の許可を得て招集することができる。

①代議員会より、特に審議を要する案件の提出のあるとき。

②会長が必要と認めたとき。

(3)成立 生徒総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

(4)役員 総会の正副議長及び書記は、それぞれ代議員会の正副議長及び書記が行う。

(5)議事 総会は次のことを行う。

①本会の活動についての生徒会本部、各種委員会、部活動による報告

②代議員会より提出された案件の審議

6 専門委員会

(1)組織 本会は、本会の目的達成のために、専門に分かれた委員会を置く。

専門委員会は、次のとおりとする。また、本会の目的達成のために臨時の委員会を置くことができる。

①生活委員会

②図書委員会

③総務委員会

④体育委員会

⑤保健委員会

⑥環境・応援委員会

(2)構成 各専門委員会は、各ホームルームにより選出された委員により構成される。

(3)役員 各専門委員会は、委員の互選により正副委員長を置く。委員長は、責任者として委員会の活動を総括し、副委員長は、委員長を補佐する。なお、副委員長は委員長不在時、その任務を代理する。

(4)報告義務 各専門委員会は、活動計画に従い、生徒総会において活動状況を報告しなければならない。

(5)任務 各専門委員会の任務は、以下のとおりとする。

①生活委員会は、学校生活における風紀の向上と交通安全の推進を任務とする。

②図書委員会は、会員の図書館における学習・研修活動が効率よく行われ、読書等が活発にされるよう企画実践する。また、生徒会誌「笙陵」の発行を任務とする。

③総務委員会は、校内の広報活動の活発化や会長、副会長等の選出事務一切と放送活動、伝達等を任務とする。

④体育委員会は、校内体育行事等の企画、開催等を任務とする。

⑤保健委員会は、会員の保健衛生の指導に努め、保健関係の諸活動の企画、実践等を任務とする。

⑥応援委員会は、本校生徒の団結を目指し、全会員が小山高生であるという帰属意識を持つよう、応援活動を行うことと清掃活動などの校舎内外の環境美化を任務とする。

7 部活動

(1)目的 本会は本会の目的達成のために、部活動を置く。

(2)構成 各部活動は、希望者により構成される。

(3)役員 各部活動は、部員の互選又は顧問教員の推薦により原則正副部長を置く。部長は、責任者として部活動に活動を総括し、副部長は部長を補佐する。なお、副部長は部長不在時、その任務を代理する。また、必要に応じて、マネージャーを置くことができる。

(4)報告義務 各部活動は、活動計画に従い、生徒総会において活動状況を報告しなければならない。

8 ホームルーム

(1)目的 本会は本会の基本単位として、ホームルームを置く。

(2)役員 各ホームルームは、互選により正副委員長を置く。委員長は、責任者としてホームルームの活

動を総括し、副委員長は、委員長を補佐する。なお、副委員長は委員長不在時、その任務を代理する。また、ホームルーム役員として、各種専門委員をおく。

9 生徒会選挙規定

(1)目的 本会は本会会長、副会長選出のため、以下のとおり定める。また、選挙事務一切を行うために総務委員会を置く。

(2)補充 総務委員が立候補する時は、その委員の所属するホームルームは、直ちに代替りの委員を選出し、補充しなければならない。

(3)総務委員の運動禁止 総務委員は、投票権行使以外の選挙運動をすることができない。

(4)任務 総務委員会は、公正に次のことを行う。

①選挙の公示

②立候補の受付とその発表

③立会演説会の運営

④投票と開票に関する事務とその発表

⑤選挙運動の監視

⑥その他選挙に関する事務とその発表

(5)同時選挙 会長、副会長は同時に選出する。

(6)公示 選挙の公示は投票日の10日前に行う。

(7)立候補 公示日より3日間立候補の受付を行う。立候補者は責任者を伴い、受付時間内に総務委員に届ける。

(8)選挙運動 立候補者は届出直後より、投票日前日まで選挙運動をすることができる。

(9)立会演説会 総務委員会は、選挙期間中、立会演説会を1度以上行う。

(10)ポスター 選挙用ポスターは、立候補届出の際に総務委員会より配布された用紙を使用する。

(11)禁止事項 選挙運動において、次の事項を禁止する。

①他候補の運動を妨害する行為

②会員の自由意志を妨げる行為

(12)投票 投票は総務委員会の定めた時間及び場所において、指定された用紙に無記名・記号投票により行う。

(13)開票 開票は総務委員会が行う。開票結果は開票後直ちに公表しなければならない。各候補の責任者は開票に立ち会うことができる。

(14)無効投票 次の場合、投票は無効となる。

①指定外の投票用紙が使用されている。

②表記されるべき以外の事柄が書かれている。

③本人以外により書かれている。

④指定された様式以外で書いてある。

(15)当選 当選者は、得票数の上位より定員数までの者とする。

(16)信任 立候補者が定員と同数のときは、信任投票を行う。信任は、有効投票数の過半数の得票により成立する。

(17)再選挙 不信任の際は再選挙を行う。

(18)異議申し立て 立候補者及び責任者は、選挙に対する異議申し立てを選挙終了後2日以内に行うことができる。異議申し立てに対して総務委員会は速やかに決定を下し、異議申し立て者に決定を伝えなければならない。

10 会計

(1)収入 本会の経費は、会員の入会金、会費及びその他の取人をもってこれに充てる。

(2)入会金、会費 会員は本会の定める入会金及び会費を納めなければならない。

(3)会計年度 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(4)管理 本会会計の管理は、生徒会会計が、生徒会顧問の指導を受け、校長の決裁の下に行う。

(5)予算 本会の予算作成は、生徒会本部が行い、代議員会で審議し承認する。

(6)監査 会計は、会計監査委員の監査を每期1度以上受けなければならない。監査委員は、この結果を代議員会に報告しなければならない。

(7)決算 会計は監査報告を受けた後、生徒総会において報告しなければならない。

(8)支出項目 支出項目は次のとおりとする。

①本部費（執行部費・機関誌費・慶弔費）

②部活動助成費（助成費・大会等補助費・登録費・個人配当費）

③予備費

(9)細目

【I. 本部費細目】

≪執行部費≫

①目的 生徒会活動の円滑な運営を助成することを目的とする。

②手続き 生徒会顧問が「本部費簿」に必要事項を記入し、請求書を添付して生徒会会計担当係に提出する。事情により立て替え払いをした場合には、必ず領収書を添付する。

③支給内容と金額 生徒会執行部の活動に対し生徒会で定められた金額を配当する。

≪機関誌費≫

①目的 会員の活動の周知を助成することを目的とする。

②手続き 生徒会顧問が「本部費簿」に必要事項を記入し、請求書を添付して生徒会会計担当係に提出する。

≪慶弔費≫

①目的 職員・会員ならびに会員の両親における福利厚生と相互の人間関係の結びつきをはかることを目的とする。

②手続き 生徒会顧問が「本部費簿」に必要事項を記入し、請求書を添付して生徒会会計担当係に提出する。

③支給内容と金額 以下の内容で支出する。

ア. 会員の香典 10,000 円

イ. 職員の香典 5,000 円

ウ. 会員の両親の香典 3,000 円

エ. 会員の罹災にかかる事項については、生徒課協議を経て、10,000 円を上限として支出することができる。

【II. 部活動助成費細目】

《助成費》

①目的 部活動の円滑な運営を助成することを目的とする。

②手続き 部活動顧問が「部費簿」に必要事項を記入し、請求書を添付して生徒会顧問（会計担当）係に提出する。事情により立て替え払いをした場合には、必ず領収書を添付する。

③支給内容と金額 各部活動に対し生徒会で定められた金額を配当する。また、次のようなものは、助成費から支出してはならない。

ア. 個人持ちが妥当だと考えられる衣類、消耗品、個人登録費

イ. 部の性質とは異質のもの

ウ. 車の使用料・コーチ謝礼等

④留意事項

ア. 予算額以上の購入は、絶対しない。

イ. 次年度の予算を先取りしない。

ウ. 顧問は常に収支の実態を把握し、予算を効率的に運用する。

エ. 不明の場合は、生徒会係に相談してから支出する。

オ. ダンス部については、助成費の範囲内で大会参加費・交通費・宿泊費等を生徒会の協議の上、これを支出することができる。

《大会等補助費》

①目的 大会参加に伴う交通費や大会等にかかる費用を助成することを目的とする。

②手続き 部活動顧問が「生徒会支出書」に必要事項を記入し、生徒会顧問（会計担当）係に提出する。

③支給内容と金額

A. 運動部

ア. 支給対象人数（※は男女別）

a. 団体戦については下記の部活動別人数（ベンチ入り人数、生徒役員合は実人数）を最高限度とする。

野球	20 人	サッカー	25 人
ハンドボール	男女各 20 人	弓道	男女各 12 人
テニス	※男女各 9 人	女子バレーボール	14 人
ダンス	30 人		

b. 個人戦については、大会に出場する選手全員にイの b の支給額を支給する。

イ. 運動部支給内容と金額

a. 原則高校総体と新人戦（高体連主催）の合計 2 大会とし、年度当初に登録する。高体連に加盟していない競技については、前出の 2 大会に準ずる大会を年度当初に登録する。ただし変更は認めない。

b. 支給額は、足柄駅を起点とし、旅費の往復分とする。または、団体バスなどを利用した場合は金額の安い方を支給する。

・ただし、地区予選については 50 % を支給する。（生徒会費 50 % ）

・地区予選のある県大会については 80 % を支給する。（生徒会費 80 % ）

・地区予選のない県大会については 50 % を支給する。（生徒会費 50 % ）

ウ. その他 以下の場合、新幹線の利用あるいは宿泊を認める場合がある。顧問は事前に生徒会会計担当係の承認を得る。

a. 掛川駅以西、あるいは試合が 2 日以上にわたる場合。

b. 試合開始時刻が早朝のため通常の場合では到着が遅れるなど、試合の勝負に著しく不利な場合。

c. 試合が延長する、または最終試合等で、御殿場駅到着後のバス連絡が無くなる時刻になる場合。

d. 天候の悪化、怪我人や病人が出るなど、不測の事態が生じた場合。

e. 宿泊費は、7,000 円を上限として実費を支給する。

B. 文化部

ア. 支給対象人数

a. 旅費支給対象人数は発表者（編成規程等の最低人数）とし、他は運動部の規定に準ずる。

イ. 文化部支給内容と金額 高文連、それに準ずるコンクール及び発表会に参加する場合で、事前に登録し、2 回を限度とする。ただし変更は認めない。他は運動部の規定に準ずる。

ウ. その他 運動部の規定に準ずる。

C. 執行部・委員会・文化部に準ずる。別途会計とする。

④その他 上記のいずれにも該当しない事態が生じた場合は、校長・教頭・事務長・生徒課・部活動（運動・文化）顧問代表で協議する。

《団体登録費》

①目的 部活動における各競技団体登録にかかる費用を助成することを目的とする。

②手続き 部活動における各競技団体登録にかかる費用を生徒会費より支出する。

③支給内容と金額 団体登録費の実費を支出する。

《個人配当費》

①目的 部活動に加入している生徒一人ひとりに対し、活発な活動を助成することを目的とする。

②手続き 部活動人数が確定した後、各部活動の助成費に直ちに配当する。

③支給内容と金額 部活動に加入している生徒一人に対して、生徒数や生徒会費の状況等に応じて金額を決定し、助成費として配当する。

【Ⅲ. 予備費細目】

- ①目的 予定外の支出及び予算を超過した支出へ対応することを目的とする。
- ②手続き 各支出項目の手続きに準ずる。
- ③支給内容と金額 予算を超過した金額を配当する。

11 その他

- ①最終決定 本会の諸活動の最終決定は校長が下す。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 27 年 3 月 19 日 改定

平成 28 年 1 月 28 日 改定

平成 29 年 3 月 15 日 改定

平成 30 年 1 月 30 日 改定

平成 30 年 11 月 26 日 改定

令和 5 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

令和 8 年 4 月 1 日 改定